

南海トラフ地震臨時情報防災対応マニュアル【暫定版】の概要について

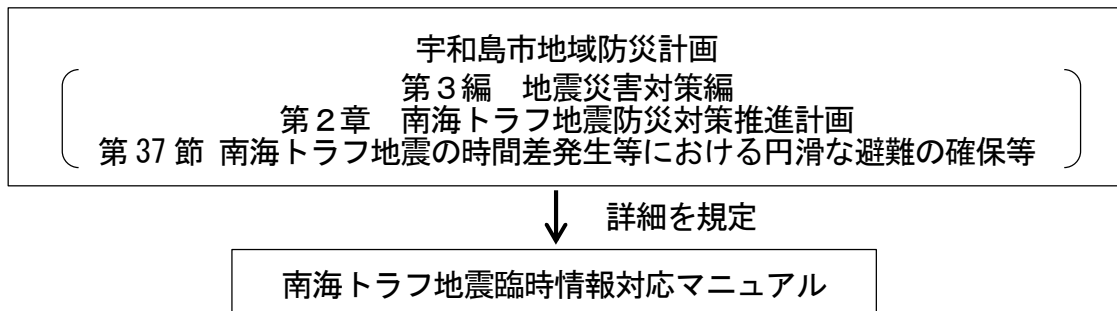
1 本マニュアルの目的

本マニュアルは、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」を発表した場合の災害対策本部等の設置のほか、高齢者等避難の発令範囲や伝達方法、市民への周知啓発等の基本的事項を定め、適時適切に後発地震の発生の備えを強化し、市民の生命と身体を守ることを目的とする。なお、本マニュアルは、国のガイドラインや愛媛県の指針のほか、現時点での知見に基づき暫定的に取りまとめたものであることから、今後、国のガイドラインの改訂などを契機に、適宜見直すものとする。

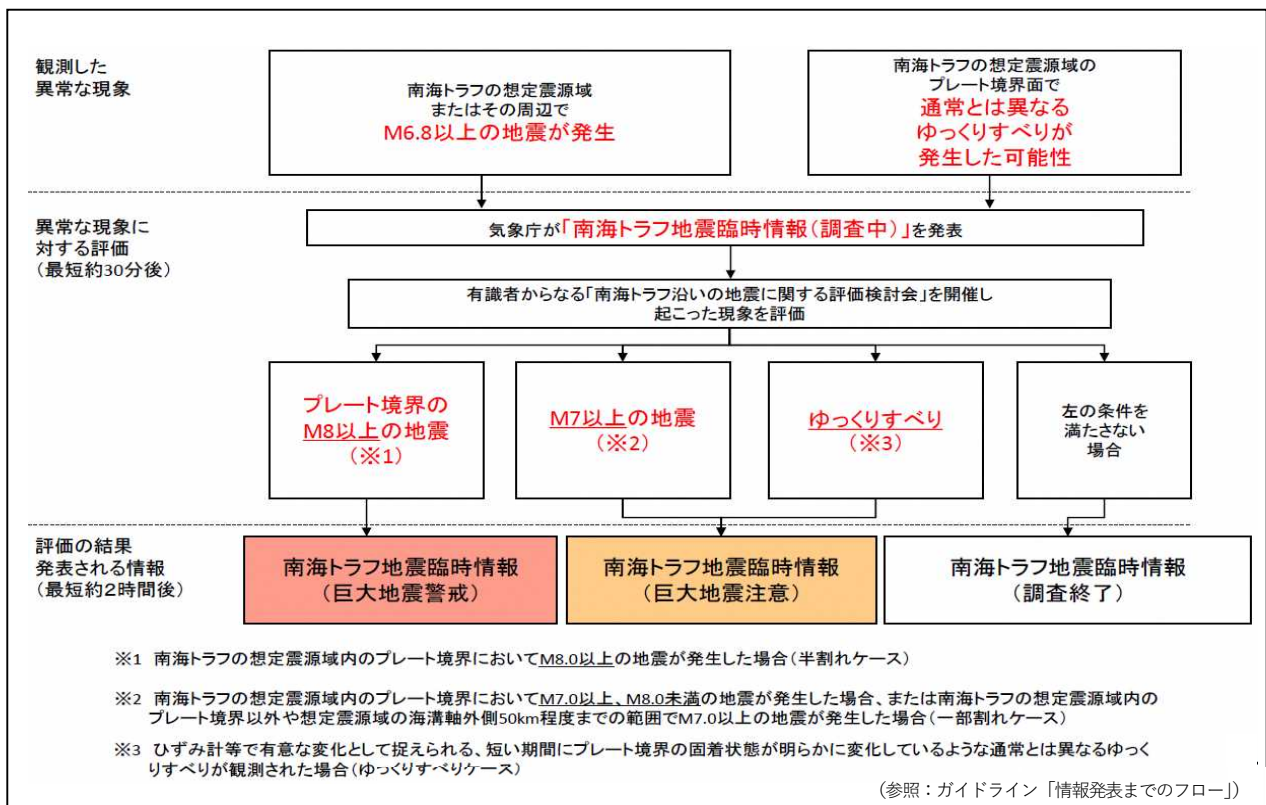
2 地域防災計画との関係

本マニュアルは、「地域防災計画」に基づく、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の災害対策（警戒）本部の設置や高齢者等避難の発令、市民への周知啓発等の詳細を規定したものである。

本マニュアルの位置づけ



○臨時情報発表までの流れは次のとおり。



防災対応の考え方

○臨時情報が発表された場合の本市の防災対応の考え方については、下表のとおりガイドラインで示された防災対応を実施することを基本とする。

区分	半割れケース	一部割れケース	ゆっくりすべりケース
発生直後	●個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		●今後の情報に注意
(最短) 2時間程度	巨大地震警戒対応 ●日頃からの地震への備えを再確認する等 ●地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ●地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難 対応：事前避難対象地域に避難情報を発令	巨大地震注意対応 ●日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	巨大地震注意対応 ●日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間			
2週間	巨大地震注意対応 ●日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施) ●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	
すべてが収まったと評価されるまで			
大規模地震発生まで			●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う

(参照：ガイドライン「住民、企業の防災対応の流れ」を加筆修正)

地震発生後の防災対応の流れ

○ガイドライン等に応じた防災対応を取る。

キーワード	防災対応
巨大地震警戒	・発表後1週間までは、事前避難対象地域の市民は事前避難。それ以外の市民は、日頃からの地震の備えの再確認等を実施。 ・発表後2週間までは、日頃からの地震の備えの再確認等を実施。
巨大地震注意	・発表後1週間までは、日頃からの地震の備えの再確認等を実施。

津波に対する「事前避難対象地域」

○「30 cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域」を検討対象地域とし、事前避難対象地域とした地域には、臨時情報（巨大地震警戒）発表時に避難情報を発令することとされており、避難対象者の特性に応じて、さらに2種類の地域に分かれる。

○本市においては、臨時情報（巨大地震警戒）発表時に、高齢者等避難を発令する。

種類	対象者	避難情報の発令	指定の検討
住民事前避難対象地域	全住民	避難指示	30 cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域を基本に各市町村が設定
高齢者等事前避難対象地域	避難に時間のかかる高齢者等	高齢者等避難	

事前避難対象地域の設定

- 本市における「30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域」は、広範囲に及ぶ地域はないが、ほぼ全ての沿岸部に点在。
- 避難に一定の時間が必要な高齢者等は、事前に避難することで安全性を大きく高めることが可能となる。
- 国、県の基準による「30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域」が含まれる行政区に加えて、その隣接する沿岸部の行政区を「高齢者等事前避難対象地域」に設定する。※高齢者等とは：避難に時間を要する人（高齢の方、障害のある方、妊産婦、乳幼児等）とその支援者

「高齢者等事前避難対象地域」とする地区

高齢者等事前避難対象地域

【宇和島地区】（80地区） 丸之内5丁目、新町2丁目、栄町港1丁目、栄町港2丁目、恵美須町1丁目、新田町1丁目、新田町2丁目、新田町3丁目、新田町4丁目、文京町（4・5）、明倫町1丁目、明倫町2丁目、明倫町5丁目、榊形町2丁目、榊形町3丁目、弁天町2丁目、築地町1丁目、築地町2丁目、住吉町2丁目、住吉町3丁目、住吉町3区、大浦1区、大浦3区、赤松、蛤1区、蛤2区、百之浦、本九島1区、本九島2区、平浦、蕨、小池、小浜、大小浜、石応1区、石応2区、白浜、坂下津1区、坂下津2区、坂下津3区、保手1丁目、戎山、船隠、天満1区、天満2区、豊正園、豊浦、尾崎、大内、安米、大池、神崎、柿之浦、東、結出、西、島津、狩津、明越、矢の浦、小矢の浦、甘崎、番匠、魚泊、水荷浦、津の浦、高助、横浦、豊の浦、宮市、宿の浦、大島、矢ヶ浜、本浦、小内浦、嘉島、郡、喜路、明海、能登

【吉田地区】（40地区） 桜丁、西小路、魚棚1、魚棚2、魚棚3、川口、横網代、君ヶ浦、向山、新田、鶴間、鶴間団地1、鶴間団地2、浅川、知永、板ノ浦、中浦、古浦、船間1・2、大良、南君西、南君東、立目、牛川、筋、池の浦、深浦下、深浦上、宮の浦西、宮の浦東、浜、与村井西、与村井中、与村井東、脇中島、先新浜、畦屋三つ尾、花組、茜荘

【津島地区】（48地区） 港町一、港町二、港町三、寿町、芳原、巽団地、玉ヶ月、白鷺、胼ノ江、干拓、若葉、塩浜団地、佐近谷二、田之浜、曾根、脇、田廬、泥目水、坪井、弓立、崩鳴、横浦、嵐、針木、浦知、塩定、柿之浦、曲烏、平井、漁家、成、須下、後、竹ヶ島、鵜之浜、宗清、国延、面浦、網代、家次、木浦松、牛之浦、尻貝、掛網代、福浦、大日提、小日提谷、小日提浜

【合計】（168地区）

高齢者等事前避難対象地域

世帯数・人口合計（R3.4.1現在）

地区数 : 168地区

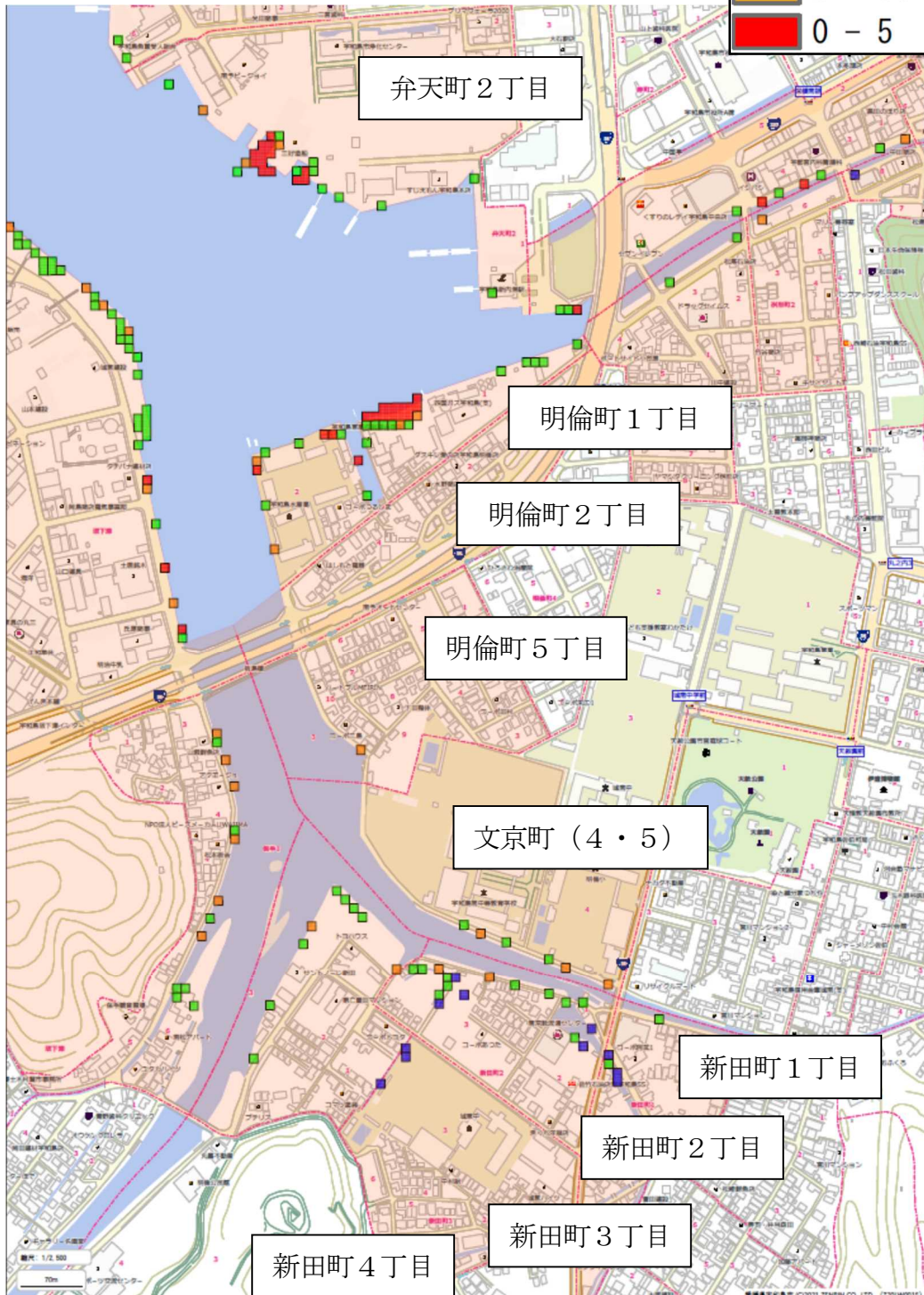
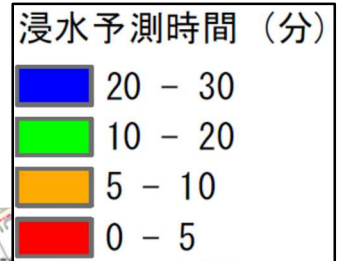
世帯数 : 9,383世帯 65歳以上 39.6%

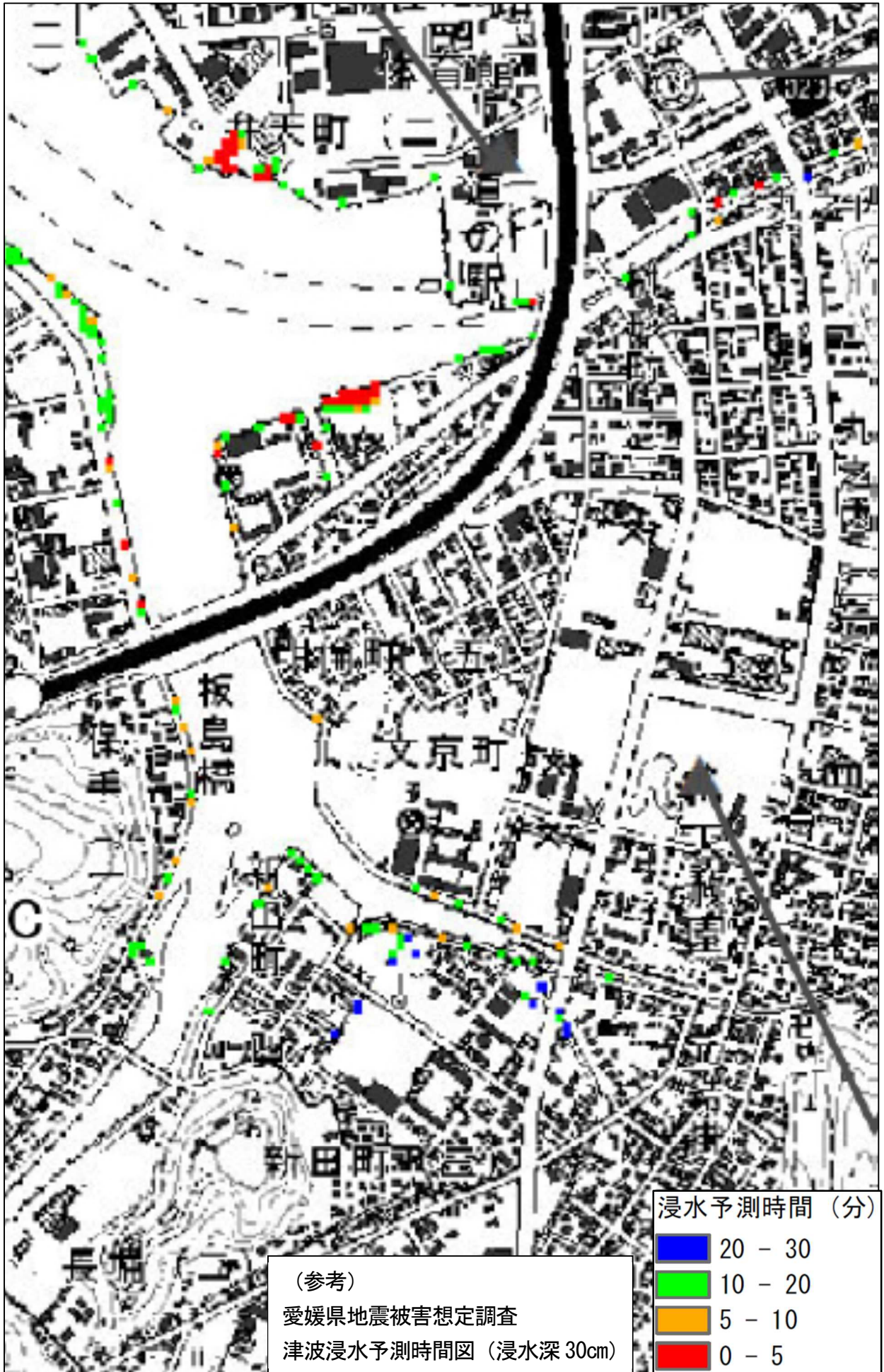
人数 : 19,553人 65歳以上 約7,742人

宇和島 4,263人、吉田 1,674人、津島 1,805人

【宇和島地区】＜高齢者等事前避難対象地域＞（抜粋）

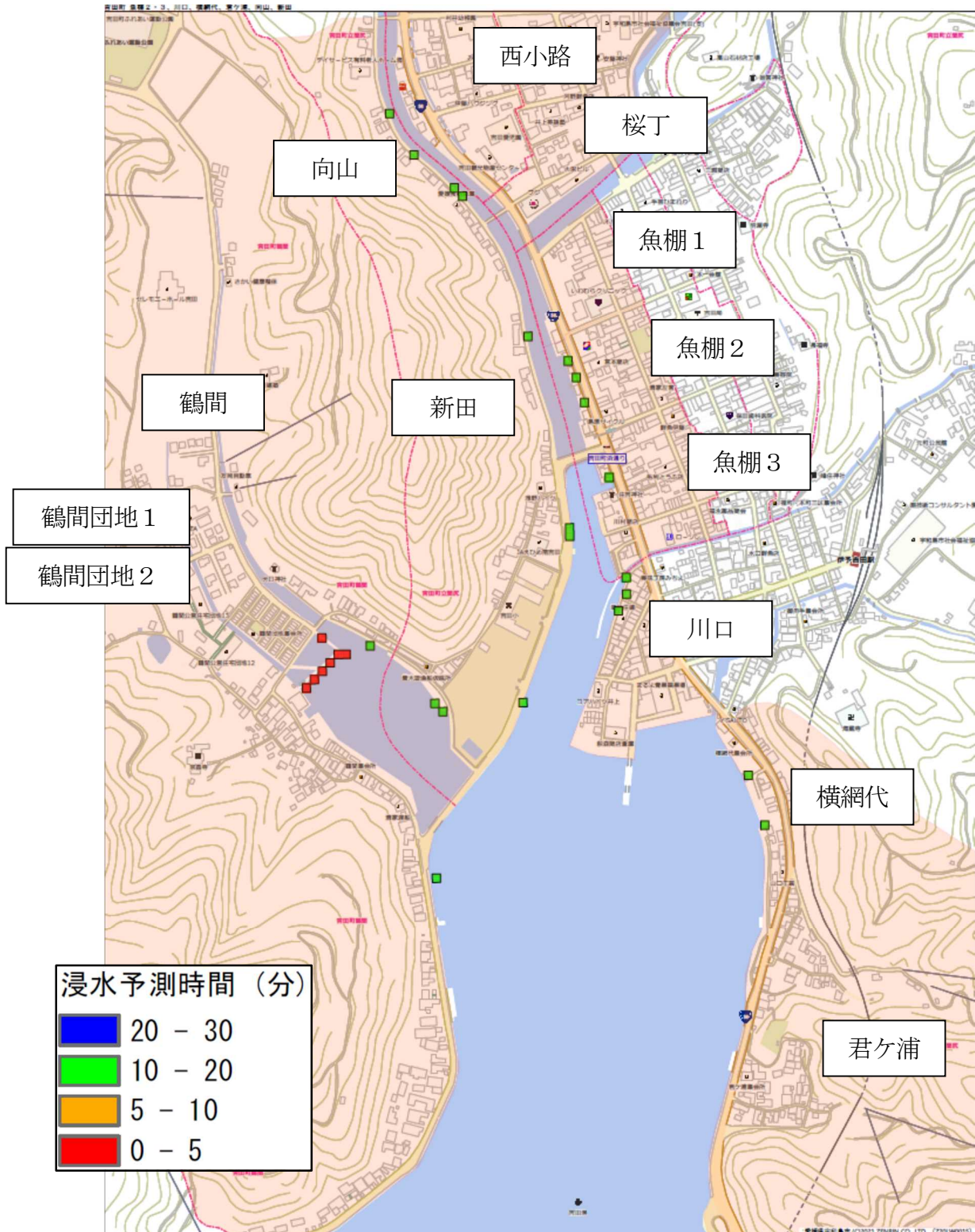
新田町1丁目	対象：106世帯	197人
新田町2丁目	対象：77世帯	149人
新田町3丁目	対象：136世帯	266人
新田町4丁目	対象：139世帯	276人
文京町(4・5)	対象：0世帯	0人
明倫町1丁目	対象：24世帯	35人
明倫町2丁目	対象：91世帯	162人
明倫町5丁目	対象：153世帯	273人
弁天町2丁目	対象：33世帯	44人

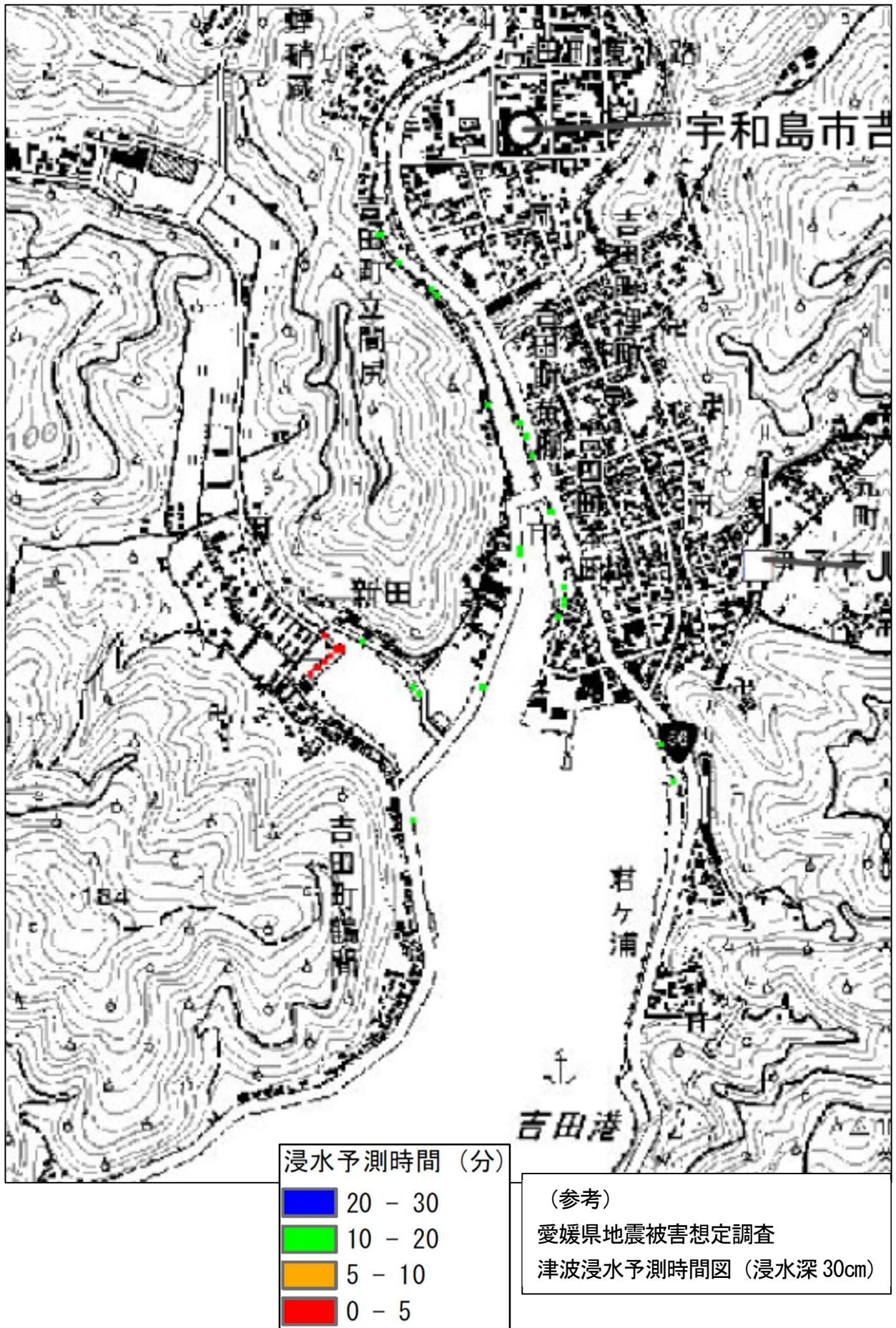




【吉田地区】 <高齢者等事前避難対象地域> (抜粋)

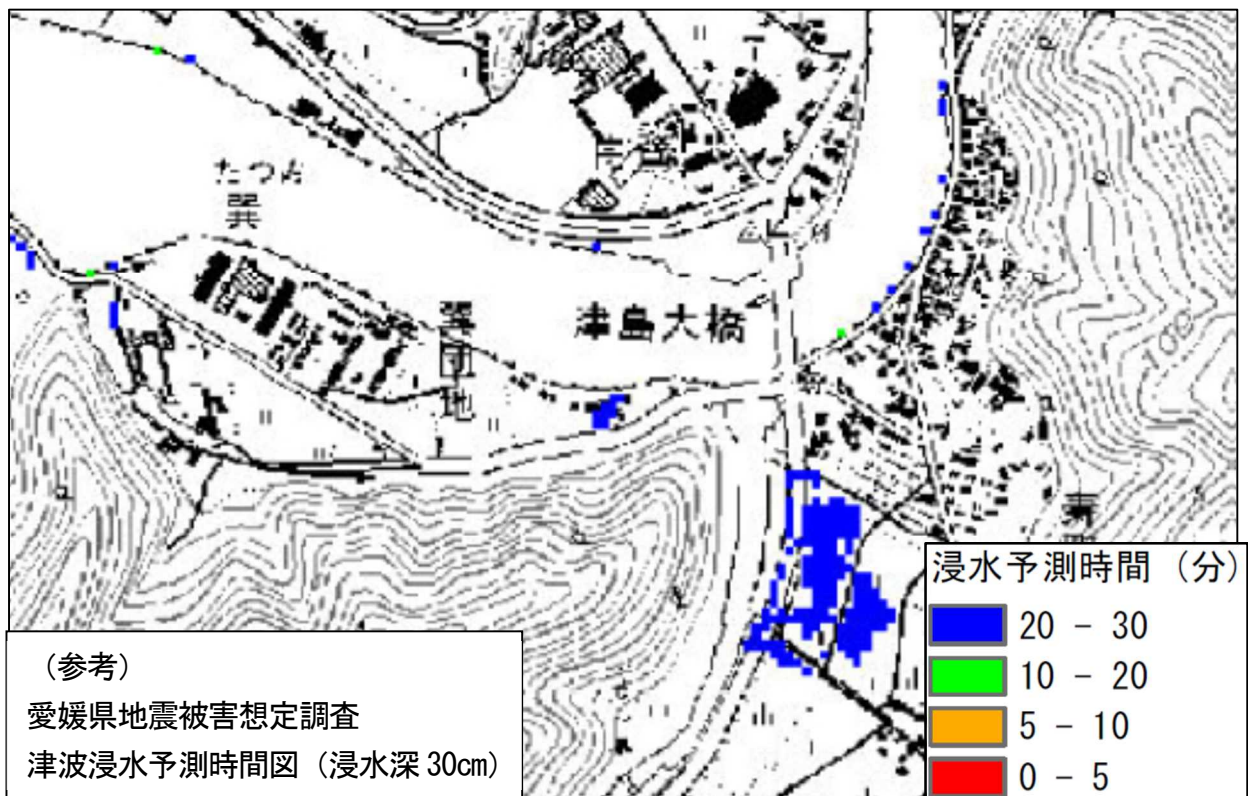
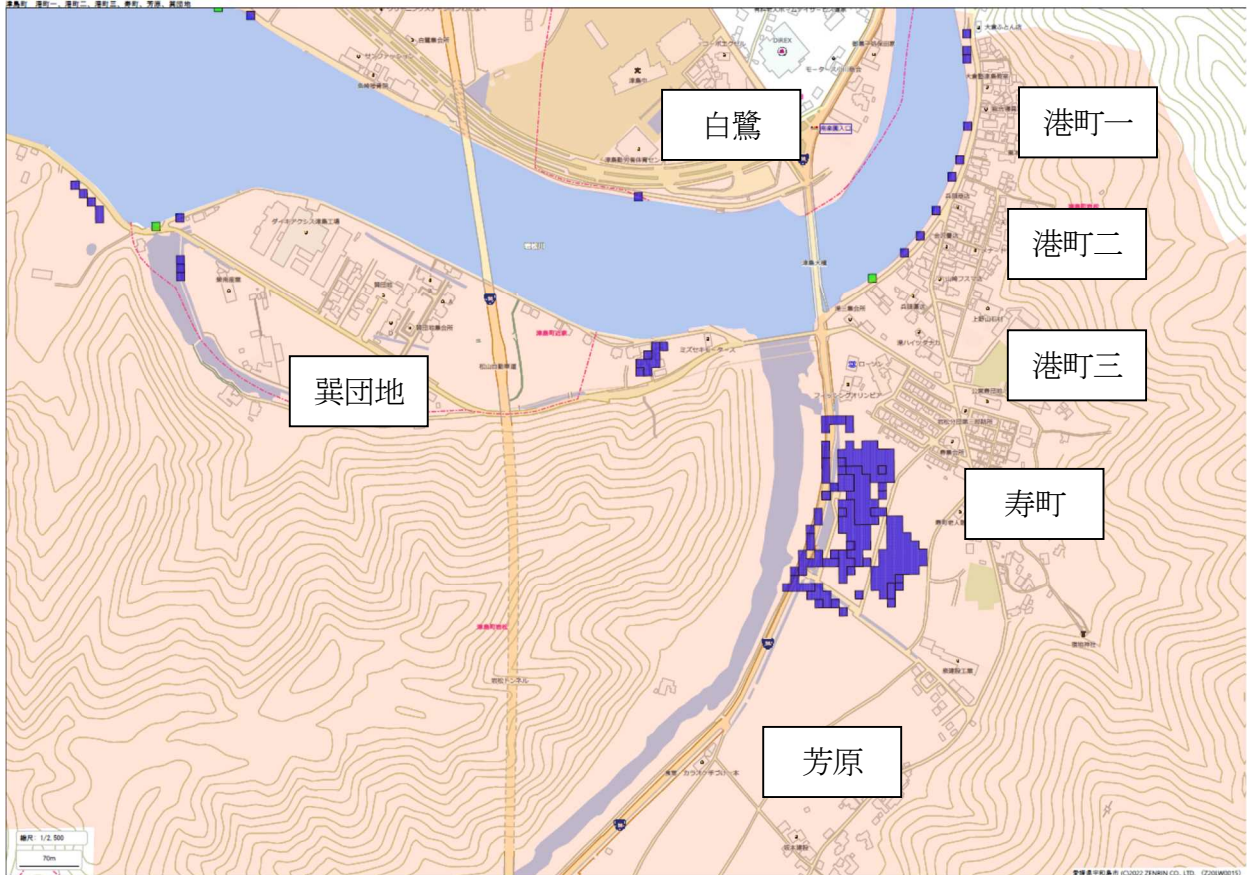
桜丁	対象： 79世帯	163人	西小路	対象： 34世帯	74人
魚棚1	対象： 25世帯	47人	魚棚2	対象： 36世帯	75人
魚棚3	対象： 55世帯	108人	川口	対象： 55世帯	110人
横網代	対象： 15世帯	22人	君ヶ浦	対象： 38世帯	66人
向山	対象： 22世帯	34人	新田	対象： 28世帯	62人
鶴間	対象： 141世帯	348人	鶴間団地1	対象： 51世帯	60人
鶴間団地2	対象： 34世帯	60人			





【津島地区】 <高齢者等事前避難対象地域> (抜粋)

港町一	対象： 7世帯	12人	港町二	対象： 31世帯	60人
港町三	対象： 64世帯	123人	寿町	対象： 56世帯	100人
芳原	対象： 49世帯	98人	巽団地	対象： 53世帯	104人
白鷺	対象： 40世帯	78人			



災害対策本部の設置基準（庁内体制）

○宇和島市地域防災計画で定める、「災害対策本部等設置基準」に、以下のとおり、臨時情報発表時の非常配置基準を設定する。（災害対策本部等の設置は24時間体制となるため、各班の中で交代して対応が必要となります。）

災害対策本部体制等の非常配備基準

災害種別	災害警戒本部体制	災害対策本部体制		
		第一配備基準	第二配備基準	第三配備基準
地震	<ul style="list-style-type: none"> 市域に震度4が発生したとき。 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 市域に震度5弱の地震が発生したとき。 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 その他の状況により、本部長が必要と判断したとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 市域に震度5強の地震が発生したとき。 相当規模の災害が発生又は発生するおそれがあるとき。 その他の状況により、本部長が必要と判断したとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 市域に震度6弱以上の地震が発生したとき。 大規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 その他の状況により、本部長が必要と判断したとき。
二次災害		<ul style="list-style-type: none"> 市内で地震による火災が複数箇所が発生したと通報があったとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内で地震による火災が複数箇所が発生し、被害が拡大するおそれがあるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 火災が拡大し、重大な被害が発生するおそれがあるとき。
津波		<ul style="list-style-type: none"> 愛媛県宇和海沿岸に津波注意報が発表されたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 愛媛県宇和海沿岸に津波警報が発表されたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 愛媛県宇和海沿岸に大津波警報が発表されたとき。 津波警報が発表され重大な被害が予想されるとき。 津波により、重大な被害が発生し、緊急の対応が必要であると市長が認めるとき。

（参照：宇和島市地域防災計画第3編「地震災害対策編 災害対策本部体制等の非常配備基準」から抜粋）

<後発地震が発生しないまま2週間が経過した場合の対応イメージ>

区分	市全域	
	事前避難対象地域	
最初の地震発生から1週間	★「高齢者等避難」を発令	
地震発生後1週間から2週間	日頃からの地震への備えを再確認等	
地震発生後2週間以降	通常の生活 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。	

（参照：ガイドライン概要版「巨大地震警戒対応開始から通常の生活までの住民の地域別対応」を加筆修正）

市役所・学校・保育園等の対応

1 臨時情報（巨大地震警戒）発表から1週間

(1) 市役所・公共施設

- 市役所の業務を継続することを基本とし、災害対応業務を優先する。
- 避難所開設など、業務の継続が困難な場合は業務（貸館等）を停止する。

(2) 高齢者等事前避難対象地域内にある学校・公民館

- 対象地域内の小・中学校・公民館等は、1週間の休校・休館を基本とする。
- 休校の教職員は、避難所運営への協力、避難児童・生徒の学習支援等を基本とする。

<休校・休館、業務停止とする施設>

小・中学校		公民館・公共施設	
明倫小学校	住吉小学校	住吉公民館	九島公民館
三浦小学校	結出小学校	小池公民館	石応公民館
遊子小学校	蔦淵小学校	三浦公民館、西三浦分館	下波公民館
戸島小学校	日振島小学校	遊子公民館	蔦淵公民館
吉田小学校	奥南小学校	戸島公民館	日振島公民館
玉津小学校	下灘小学校	奥南公民館	玉津公民館
北灘小学校	城東中学校	下灘公民館	北灘公民館
津島中学校		総合体育館	勤労者体育センター

(3) 保育園・放課後児童クラブ

- 対象地域内の施設は、休園・閉設することを基本とする。

<休園・閉設とする施設>

保育園		放課後児童クラブ
住吉保育園	小池保育園	明倫放課後クラブ
甘崎保育園	日振島保育所	
吉田愛児園	奥南保育園	
玉津保育園	岩松保育園	
嵐保育園	北灘保育園	

※上記以外の休校・休館する小・中学校・公民館の学童保育は、開設することを基本とします。

※県立高校、私立学校、私立子ども園等の対応については各施設の判断が基本。

(4) 市が主催するイベント等

- 1週間の中止を基本とする。

2 臨時情報（巨大地震注意）発表から1週間

- 市役所・学校・保育園等は、注意対応。通常どおりの業務や授業等の継続を基本。
- 避難所開設など、業務の継続が困難な場合は業務（貸館等）を停止する。